平成２４年（フ）第３４７号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見3934番地28
債務者　成田奈々絵
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２４年（フ）第４１２号
埼玉県熊谷市赤城町１丁目69番地
債務者　櫻川　淳一
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２４年（フ）第４３７号
新潟市中央区米山５丁目16番10号　コーポ米山201号、前住所新潟市中央区女池６丁目５番12号　レオパレスさくらんぼ館104号
債務者　佐藤　里美
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第４６７号
新潟市東区秋葉１丁目１番11号　モアクレスト秋葉110号
債務者　阿部　　勇
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第４６９号
新潟市東区桃山町１丁目110番地１　市営住宅Ｅ棟19号、前住所新潟市東区秋葉通３丁目77番地２　コーポ小林101号
債務者　小林　早代
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第５９９号
神奈川県小田原市城山４丁目20番14号　プラザ城山１号
債務者　齋　　豪
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第６００号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1528番地の１　力石アパート
債務者　鈴木　　守
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第６２３号
神奈川県小田原市久野433番地
債務者　大野　　進
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第６４４号
神奈川県厚木市関口486番地２　アローネ102、前住所神奈川県厚木市山際146番地１　フミール小平205
債務者　高橋　真利
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第４６４号
新潟市西区五十嵐中島３丁目16番27号　アベニール102号
債務者　齋田　礼人
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第４７８号
新潟市南区西白根11番地１　コーポあすか１－２、住民票上の住所新潟市南区西白根11番地１　コーポあすか
債務者　野神　玲子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第４８５号
新潟市西蒲区升潟758番地11　冨澤方
債務者　千野　直美
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第３７５号
愛知県稲沢市松下１丁目12番25―202号
債務者　加藤　尋子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２４年（フ）第２７４号
香川県さぬき市長尾名133番地９
債務者　山本　和之（旧姓二川）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係
平成２４年（フ）第７６号
栃木県足利市鹿島町755番地１　最上ハイツ足利716
債務者　佐川　美英
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部
平成２４年（フ）第１２０４号
東京都小金井市前原町３丁目23番22―313号　ビッグワールド21寮
債務者　佐藤多佳志
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２４年（フ）第６５４号
静岡県島田市祇園町8486番地の２
債務者　杉本マツヱ
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部